

## 投稿論文

# 留学生の資格外活動による 退去強制処分についての一考察 留学生在が「引き続き在留する権利」の保障に向けて

坂本政明 立教大学大学院

**キーワード：留学生， 資格外活動， 退去強制**

本稿は、留学生在が資格外活動（アルバイト）を専ら行つたことにより、好ましくない外国人として国外に退去強制処分とする我が国の在留管理の問題点を取り上げ、留学生在が我が国に「引き続き在留する権利」の保障の必要性を考察することを目的としている。そこで、まず考察の前提として、我が国の留学生在に対するこれまでの入国管理行政の変遷と、留学生在の資格外活動と退去強制に関する入管法の規定を確認した。次に留学生在の退去強制の実態を確認する手がかりとして、退去強制処分の取消しを求める裁判事例を取り上げてその争点を明らかにした。その上で資格外活動を行つた留学生在一人にその責を負わせ退去強制処分とする問題点を指摘した。そして、裁判の争点である、資格外活動を「専ら行つている」のか否かを退去強制処分の判断の基準としていることと、我が国の留学生在の受入れ政策との間には矛盾があること等が、我が国の退去強制を生み出す背景の一つになっていることを論じた。加えて、日本における現行の在留制度の枠組みを判例上明らかにしたマククリーン事件最高裁大法廷判決の判断が、現行の入管法でも踏襲されていることの問題点を指摘した。これらの検討を踏まえ、最後に「留学」という在留資格で渡日した留学生在が、留学という所期の目的を達するまでは、「引き続き在留する権利」を保障することの必要性について考察した。

## 1 はじめに

我が国で学ぶ留学生数<sup>\*1</sup>は近年に大幅な増加をみせ、最も新しい2008年の統計<sup>\*2</sup>では、留学生総数123,829人で過去最高に達した。加えて2008年には「留学生30万人計画」が策定されて、2020年を目途に、受入れ留学生数を現在の約3倍にするという。日本には中国をはじめとする近隣諸国からの留学生数が多いが、それらの諸国とは経済格差が大きいこと<sup>\*3</sup>、更に留学生对する奨学金等の経済的支援が充分ではないこともあり、留学生生活の費用の多くをアルバイトで賄わざるを得ない留学生は少なくない。更に、我が国のサービス産業においては、労働力としての留学生及び就学生<sup>\*4</sup>への根強い需要があり、アジア諸国からの留学生や就学生が我が国でアルバイトをしている風

景は、今ではもう日常的に見られるようになっている\*5。

ところで我が国は、出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）において、留学生の資格外活動（アルバイト）\*6について規制を設けている。そして、留学生が、入管法に定める資格外活動に関する退去強制の規定に違反すると、「我が国の社会秩序維持の見地から」\*7、当該留学生は、「好ましくない外国人」として、退去強制（国外強制送還）の対象になる。これは、我が国の入国管理行政において、外国人は在留の権利ないし引き続き在留する権利は保障されていない、と理解されているためである。

しかし、留学生に対する奨学金等の経済的支援が改善されないまま、現行の退去強制の規定が引き続き適用されると、留学生受入れ計画の進展による留学生数の増加に比例して、留学生在資格外活動を契機として退去強制処分とされる事例が、一層増えていくことが懸念される\*8。もとより、退去強制処分は、「その社会で自己実現をする可能性を根こそぎ奪い取ってしまう国家の強制権限」（新井，2008：4）であって、その執行には慎重でなくてはならないと考える。そこで本稿では、留学生の資格外活動による退去強制処分の取消訴訟を手がかりに、我が国が留学生の資格外活動を契機として退去強制処分とする問題点を指摘し、その上で「留学」という在留資格で渡日した留学生在、留学という所期の目的を達するまでは、「引き続き在留する権利」を保障することの必要性について考察する。

## 2 我が国の入国管理政策に翻弄される留學生

### (1) 留學生受入れ行政と留學生数の推移に与えたその影響

我が国は1983年に、21世紀初頭に達成を目指す「留學生受入れ10万人計画」を掲げた。そして、2008年には、「留學生30万人計画」が提唱され、更に大幅な留學生の受入れ政策がとられることになった。我が国が受入れた留學生数の増加の推移は、一定した右肩上がりの通増を示した訳ではなく、増大期や停滞期があった\*9。こうした変動の要因として、一方に我が国の留學生の多くを占める主要な送出国である中国政府の留學生政策の影響\*10もあるが、他方で、受入れ国である我が国の政策の影響も大きく、「文科省の10万人のかけ声とは裏腹に、急速な伸びや停滞を実質的に左右したのは入国管理行政であったことは周知の事実である」（横田，2008：27）との指摘がある。

事実、計画が発表された1983年に留學生のアルバイトが解禁され、「勉強をしながらアルバイトによって学費・生活費が稼げるというのが、日本を留学先として選ぶ強力な誘因」（滝田，1988：113）となり留學生数の増加が始まる。そして、1988年11月には、日本語学校が入学許可書を乱発したことにより「上海事件」\*11が勃発した。このような混乱の中でも、就學生の新規入国者数の動向は留學生数に影響し、「80年代後半から93年まで大量に入国した日本語学校生が大学等に進学し、93年に留學生数は5万人」（白石，2008：38）に達した。次いで、1989年に成立した改正入管法が1990年に施行され、併せて、上海事件を受け省令で定める入国審査の基準が厳格化したため\*12留學生数は停滞して、1993年を含め7年間は5万人台で推移した。

なお、1983年のアルバイト解禁以降、1990年には入国管理局長の通達により、留學生は1日について4時間以内との基準で包括的に許可されることになった\*13。そして、1998年には資格外活

動許可の緩和措置をとり、時間の週単位への変更を行い1日4時間という基準から現行の1週間で28時間(教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内)と弾力化された<sup>\*14</sup>。また、2000年1月法務省は、留学生及び就学生の受入れに係る手続を見直して簡素化を実施した<sup>\*15</sup>。そのため2000年初頭から急速に留学生数は増加し、2003年に10万人を超えた<sup>\*16</sup>。

そして、2003年11月に法務省入国管理局は、「近年、留学生の不法残留者が再び増加する傾向にあり、また、留学生や就学生による犯罪が大きな社会問題」<sup>\*17</sup>となっているとして、2000年以降続いた入国・在留審査の簡素化を改め、「平成15年(2003年)11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査」(法務省入国管理局、2008:10)を厳格に実施することになった。

こうしたことから、2004年の「留学」の在留資格による「新規入国者数」<sup>\*18</sup>は、前年の25,460人から21,958人に減少した。とりわけ留学生の予備軍ともいえる「就学」の在留資格による「新規入国者数」は、前年の27,362人から15,027人と大幅に減少し、その後の留学生数の推移にも影響を与えた。このように、我が国における留学生数の増減の要因は、アルバイトの規制を含む、出入国管理の規定やその運用に深くかかわっており、渡日する留学生は我が国の入国管理行政に左右されてきた。

## (2) 留学生の資格外活動を規制する入管法

入管法では、「留学」の在留資格をもって在留する者が、「本邦において行なうことができる活動」は、「教育を受ける活動」と規定している。また、同法19条の1項で、留学生は、——同条2項で定める、法務大臣の許可(以下「資格外活動の許可」という)を受けて行う場合を除き——「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を「行ってはならない」と規定している。これに違反して「報酬を受ける活動」を行った者は刑事罰の対象となる(同法70条1項4号・73条1項)<sup>\*19</sup>。

また、同法19条2項では、留学生から「学費その他の必要経費を補う目的で」(坂中＝齋藤、2007:411)、資格外活動を「行うことを希望する旨の申請があつた場合において」、法務大臣は「相当と認めるときは、これを許可することができる」(傍点筆者)と定めており、その許可は法務大臣の自由裁量に基づき行われる。そして、資格外活動については、既述の通り一定の条件のもとで認められることになっている。なお、風俗営業等に従事して行う活動は、国家の治安と善良なる風俗の維持や、学業の遂行を阻害するものとして、不許可とする運用がとられている<sup>\*20</sup>。

ところで、入管法における行政実務では、「国家が自国にとって好ましくないと判断する外国人を追放する権利を有することは、確立した国際慣習法である。どのような外国人を好ましくないと判断して追放するかについても、国家が自由に決定することができる」(坂中＝齋藤、2007:467)と解している。そこで刑事罰に加え、同法24条4号イでは、「第19条第1項の規定に違反して」「報酬を受ける活動を専ら行っていると明らかに認められる者」は、「本邦からの退去を強制することができる」と規定している。

このように、我が国でアルバイトを行う留学生のうち、本来有する「留学」の在留資格に該当しない「資格外活動」を「専ら行っている」と明らかに認められる者は、「自国にとって好ましくないと判断される留学生として、たとえ留学生本人のその意に反しても、入管法に基づき退去強制処分の対象に

なる。

### 3 留学生の資格外活動による退去強制処分の取消訴訟の争点

次に、留学生の退去強制処分の実態を確認する素材として、退去強制処分にかかわる訴訟を取り上げて検討を進めることにする。そこで、入管法24条4号イ所定の退去強制事由に該当するとして退去強制令書発付処分を受けた留学生在が、当該処分の取消しを求めた訴訟事案を手がかりに裁判実務における争点と課題を明らかにしたい。

表 裁判事例一覧

番号	①	②	③	④	⑤	⑥
判決日	2004.10.19	2006. 1.25	2006. 8.30	2007. 1.31	2008. 3.13	2008. 3.28
裁判所	大阪地判	大阪地判	東京地判	東京地判	広島地判	広島地判
留学生の国籍／その他	中国／経済学部・女性	中国(台湾)／国際言語文化学部・男性	中国／国際経営学部・女性	スリランカ／専修学校・男性	中国／経済科学研究科・女性	中国／専門学校・女性
就労状況	クラブにてホステスとして稼働	風俗営業店での雑用	クラブにて接客	金属加工作業員として就労	ラウンジにて接客	ラウンジにて接客
裁判所の判断	稼働時間及び報酬額並びに就学状況からすれば、原告の留学目的が留学から就労に実質的に変更したといえる程度に資格外活動を行っていたとはいえず……退去強制処分を取り消す	資格外活動は、……在留する期間中の学費その他の生活費用を支弁するための手段として行われ、……一部不足分を補填するという範囲、限度を逸脱……原告の請求を棄却する	活動が実質的に変更されたものということとはできない……、「留学」とは名ばかりの就労目的というものではないことが明らか……本件令書発付処分を取り消す	「留学」の在留資格に係る……活動類型から変更されてしまったと評価される程度にまで報酬活動を行ったとはいえない……。退去強制処分を取り消す	原告は本件認定処分当時少なくとも法が期待する程度に「教育を受ける活動」を行っていたものといえる……。退去強制処分を取り消す	専門学校へ通っていたのは、……ホステスとして働き続けるための手段にすぎず……就労活動を専ら行なっていると明らかに認められる……。原告の請求を棄却する
控訴審	大阪高判2005・5・19控訴棄却		東京高判2007・3・28控訴棄却			

注：1）本表はTKC法律情報データベースより、検索条件につき、期間を「指定なし」、キーワードを「留学生」、「資格外活動」、「入管法24条4号イ」等に設定して検索を重ね、資格外活動により退去強制令書発付処分を受けた留學生(原告)が、退去強制事由に該当する旨の認定の取消しを求めた(主位的請求)裁判例を抽出し、その全てを一覧表にまとめたものである。検索作業は2009年7月末日までに実施、見落としもありうる。

2) 留学生の国籍／その他の属性(判決文の表記のまま)及び就労状況は摘発時を記載。

3) 2009年2月6日毎日新聞(広島版)によると、⑤の控訴審判決(広島高裁)では、「アルバイト活動は長時間に及び、勉学を阻害するものとして一審判決を取り消し退去処分は合法だとした」と報じている。検索作業の時点では、広島高裁における判決文は公開されていない。なお、⑤と⑥の原告は姉妹。

#### (1) 裁判所の「専ら行っている」についての解釈

退去強制事由に該当するには、「報酬を受ける活動」を「専ら行っている」と明らかに認められることが必要である。行政実務においては、「『専ら行っている』とは、資格外活動の継続性及び有償性、本来の留学資格に基づく活動をどの程度行っているか等を総合的に考慮して判断し、外国人の在留目的の活動が実質的に変更したといえる程度に資格外活動を行っているという意味である」(坂中＝齋藤, 2007:482)と解している。

各裁判例において、原告(留學生)が「報酬を受ける活動」を行ったことについては、当事者間に争いはなく<sup>\*21</sup>、「専ら行っている」についての解釈が争点となっている。そして、当該事案が退去強

制事由に該当するか否かの最終的な判断は、この「専ら行っている」の解釈と当該留学生に関する認定事実、つまり主に「学業状況」(成績, 出席率, 単位取得状況, 教員の評価等), 「就労状況」(稼働時間, 報酬額等)やその他, 就労に至った経緯, 学費及び生活費の支出の状況, 本国からの送金の状況及び使途等を照らして総合考慮のうえ行われている<sup>22</sup>。

さて、「専ら行っている」についての解釈をめぐっては、例えば表の裁判事例③(以下番号のみを記載)で、被告(入国管理局)は次のように主張した。留学生が報酬を受ける活動を行い、その程度が「滞在中の必要経費を賄おうとするまでに至っている場合には、学業が阻害されていなくとも、法の予定する『留学』の在留資格たる活動に当たらないから、この場合、報酬活動を『専ら行っている』として退去強制事由に当たると解すべきである」。これに対し裁判所は、日本での留學生活は高額な費用を要するから、「報酬を受ける活動によって、本邦滞在中の必要経費を賄おうとすることのみをとらえて、直ちに在留資格である『留学』が実質的に変更されたとみるのは理論的にも現実的にも相当ではない」として被告の主張を退けている。

退去強制事由に該当するかについて、⑤では「『教育を受ける活動』が専ら資格外活動を維持・助長する目的で行われているに過ぎない」のか否か、また⑥では「在留資格に係る活動が資格外活動を行う方便となったりしているか否かという観点から判断すべき」と判じている。このように、退去強制事由の該当性の判断に際しては、資格外活動を行うという目的の達成のために、留学という在留資格を隠れみの、あるいは方便として我が国に滞在していたか否かが、ひとつのメルクマールになるといえよう。

## (2) 風俗営業店での活動と許可を得ない資格外活動

次に、風俗営業店での活動および許可を得ないでの資格外活動についての裁判所の判断を確認しておきたい。②では、被告(入国管理局)は、「風俗営業店における稼働は」、「活動として認められる余地はない」から、「『専ら行っている』との要件該当性を判断するに際して、積極要素として考慮すべきである」と主張した。これに対し、裁判所は、資格外活動許可が得られないことが「法令により規定されているのならばともかく、入管実務における運用基準として事実上確立しているにすぎない」というのであるから、このような運用の対象とされている活動を行ったことをもって、その程度、態様、在留資格に係る活動に対する影響のいかんにかかわらず、直ちに、法24条4号イにいう資格外活動を『専ら行っていると明らかに認められる』場合に該当すると解するのは、文理上も無理があるといわざるを得ない」と判じている。このように許可を得ないでの資格外活動を行ったことだけをとりえて、退去強制事由に該当するとの判断は妥当ではないことを示している。

## (3) 退去強制処分の取消訴訟から見えるもの

行政実務においては、留学生のアルバイトについて、「法務大臣は、……留学生等の本国と我が国との所得格差の存在等の事情を考慮し、資格外活動許可制度の弾力的な運用により、一定の条件下で包括的に資格外活動を許可する」(坂中＝齋藤, 2007: 411)と解している。我が国は、こうした理由で資格外活動の許可をして留学生を受入れながら、その一方で、「自国にとって好ましくない」と

判断する留学生を、我が国が追放する権利を有することを前提に、留学生の資格外活動を「専ら行っている」ことを退去強制事由として定めている。これは我が国において、「専ら行っている」として、当該留学生の個人の問題に還元し、その責を留学生一人に負わせて、退去強制処分を執行するという入国管理行政を行っているといえる。しかし、退去強制処分となったその責が、全て当該留学生だけに有する訳ではない。むしろ、留学生を受入れる我が国の側に、退去強制処分を生み出す背景があるのではないか、という観点から考察する必要があるだろう。

## 4 留学生受入れ政策と退去強制を生み出す背景

### (1) 選別的な受入れ政策となりかねない「留学生30万人計画」

2008年7月に策定された『『留学生30万人計画』骨子』\*<sup>23</sup>によると、「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する『グローバル戦略』を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく」と謳っている。

こうした政策に対し、「従来の国際貢献等のための留学生受入れだけでなく、高度人材の獲得や国際競争力強化等の国益を視野に入れた国家戦略としての留学生受入れという新しい考え方が明確に示されるようになった」(寺倉, 2009:38)との見解がある。また、『『留学生10万人計画』(1983年～2003年)にみられるような文化交流や国際協力、あるいはアジア等の諸外国への知的国際貢献を標榜した政策を文言上は残滓として残しつつも、これとは方向を大きく変化させている。国際貢献の一環としての留学生政策から、自国利益を優先させる方向へと留学生政策の舵を切ることによって、留学生受け入れ環境にいかなる変化がもたらされるのか、どのような課題が生起してくるのか注視する必要がある」(栖原, 2009:抄録)との指摘もある。

そうした意味では、このような「留学生30万人計画」は、留学生の資格外活動による退去強制をめぐる出入国管理行政に変化をもたらすことが危惧される。つまり、「留学生30万人計画」の数値目標と優秀な留学生の獲得という双方の達成に向けて、多くの留学生を我が国に囲い込みながら、一方では、資格外活動を「専ら行った」留学生を、国益を損なう結果を招いた外国人とみなして、国外に排除する傾向が強まることが懸念される。少なくとも、新たな留学生政策が、選別的ないしは恣意的な受入れにつながらないように留意する必要がある。

### (2) 留学生への経済的支援とアルバイトの課題

「日本の私立大学で4年間の自宅外の学生では、一千万円近い学費と生活費がかかる。来日するアジアからの留学生の国の多くは、その国民所得が低く、高い学費と高い生活費の両面で何らかの支援とアルバイトがなければ、勉学を継続することは不可能である」(谷口, 2008:95)との指摘がある。

我が国における留学生への経済的支援にかかわる大きな柱は、奨学金制度と住宅支援そして授業

料減免といわれている。しかし、奨学金については、学習奨励費及び民間、財団の奨学金等を合わせても、現状でさえ受け取れる留学生は限られている\*24。また、「留学生30万人計画」策定のもとの留学生数の増加によって、とりわけ私費留学生は、授業料の減免が厳しくなる可能性が高い\*25。宿舎に関しても、これから留学生数の大幅な増加が想定される現在でもなお、家賃が高いこと、宿舎に入りたいけど入れない等の問題を抱えている\*26。

このように、留学生に対する経済的支援が充分とはいえないことから、資格外活動を「専ら」行わない限り、我が国での留学生生活の費用を賄うことができない留学生が、少なからずいるといえそうである。そういう意味では、資格外活動をしなければ勉学を継続することが困難である留学生を、経済的支援が不十分なまま受入れる留学生政策と、一方で資格外活動を「専ら行っている」を基準にして、国外に追放という処分を執行するという入国管理政策との間には矛盾が存在し、こうした矛盾が留学生の退去強制を生み出す要因の一つになっていると思われる。留学生が矛盾した環境に置かれているにもかかわらず、当該留学生が資格外活動を「専ら行っている」として、「引き続き在留する権利」を認めないで、退去強制処分とすることに、果たして合理的な説明がつかないのであろうか。

## 5 留学生が「引き続き在留する権利」の保障に向けて

### (1) 現行の留学生の在留制度の課題

日本における現行の在留制度の枠組みを判例上明らかにしたのがマクリーン事件最高裁大法廷判決\*27である。判決では、「国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされている」とした上で、「憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものではないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない」との大前提を置いた。そして、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当」と述べている。

こうした、在留の権利ないし引き続き在留する権利は保障されていないとの考え方は、現行の在留制度を定める入管法でも踏襲されており、行政実務においても、「好ましくないと思られる外国人は国外に退去を強制することができる」との解釈がされている。しかし、こうした考え方は、留学生が行った資格外活動を契機とする退去強制処分という場面においても、いまなお妥当性を持つとは思えない。少なくとも、「留学」という在留資格で渡日した留学生が、「留学」という所期の目的を達するまでの期間は、「留学」という在留資格で、「引き続き在留する権利」を保障することが必要であると考えられる。

### (2) 「引き続き在留する権利」の保障に向けて

#### (a) 「退去強制の違法性」を問うという視点から

マクリーン判決での「憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度のわく内で与えられているにす

ぎない」との判示は、本稿で取り上げた裁判においても引き継がれている。つまり、裁判例の争点は、留学生が与えられた在留資格の「わく」から外れたときは、国家が留学生に対し国外に退去を強制する権利を有することを前提に、行った資格外活動が入管法の規定する許可の「わく内」であったのか、それとも「わく外」の「専ら行っている」という退去強制事由に該当する活動であったのかがポイントとなっている。

菅充行は、「マクリーン判決以降これまでの裁判例を見る限り、いずれも自由権規約等と同判決にいう『特別の条約』に当たることを十分に吟味も理解もしないままに同判決の判旨を適用している。これでは自由権規約等の人権条約に背反するばかりでなく、当のマクリーン判決の判旨を正しく適用するものともいえない」（菅，2006：451-452）と指摘している。また、マクリーン判決が示した考え方は、入管法が国際人権条約やさらに憲法の上位法になっているとして、多くの批判があり転換が迫られている<sup>\*28</sup>。

我が国が国際人権規約を批准したのはマクリーン判決から1年後の1979年で、既に30年を経過した。そして、グローバル化、国境のボーダレス化が叫ばれて久しい、加えて2020年には30万人の留学生を目指すという。そういう意味では、留学生の行った資格外活動が、入管法で規定する「在留制度のわく内」であったかどうか、つまり、資格外活動を「専ら行っている」のか否かを争点とする議論と決別をするべきだろう。むしろ、入管法24条4号イで定める退去強制ないしは退去強制事由それ自体が、憲法や国際人権条約に反していないかを問う、という視点で議論をすべきと考える。そのためには、憲法や国際人権条約における規範から、留学生の「引き続き在留する権利」を導くための、解釈ないしは理論の考察が必要だろう。しかし、筆者には荷が重すぎる<sup>\*29</sup>。少なくとも、入国管理を定める法、すなわち、入管法に定める在留の条件の規定に基づいて行う留学生の退去強制処分は違憲とはならない、といった考え方からは脱却しなければならない。

#### (b) 不合理な差別という視点から

留学生はアルバイトに頼らざるを得ない状況にありながら、入管法は、留学生に対し経済活動を制限し、その上に退去強制することができる<sup>30</sup>と定めている。はたしてこうした留学生に対する行政による処分は合理的といえるのだろうか。学費は親が工面する傾向の我が国では、学生の親ないし保護者が突然に学費等の負担能力を失った場合、学生は資金捻出のため、「教育を受ける活動」が「実質的に就労者に変更した」といえる程度にアルバイトを行なうこともあるだろう。

他方、留学生も、経済の不安定や為替リスクや何らかの事情によって本国からの仕送りが中断することはあり得る。しかし、留学生はアルバイトを行うに際し、入管法所定の資格外活動にかかわる規制の壁や運用の仕方に翻弄される立場に置かれる<sup>\*30</sup>。「仮に、就労と就学とが両立するという前提に立つならば、外国人留学生・就学生についてのみ、学業に専念すべきであって一定時間を超える就労は認められないとする考え方は、再検討に付されることになろう」（大村，2008：110-111）との指摘もある<sup>\*31</sup>。

もとより、邦人学生には留学生のようなアルバイトについての制限は無い。両者にこうした差異があることに合理的な理由は見出し難く、就労条件に関しての、留学生に対する不合理な差別的処遇といえよう。留学生の就労活動について、邦人学生とのこうした差別を設けないからといって、我が



国の国益を大きく損なう結果を招くとは思えない。

#### (c) 不平等(不公平)という視点から

留学生の資格外活動を契機として退去強制処分とする入国管理制度は、特定の留学生にリスクを負わせるという、次の2つの不平等を生むと考えられる。

まず第一に、留学生の資格外活動を「専ら行っている」ことを基準として退去強制処分とすることは、経済上の理由から「アルバイトを行わざるを得ない」留学生が、退去強制という加重されたリスクを負う可能性がある。また、退去強制は、単に国外に追放するだけでなく、日本留学への動機付けであったと思われる「卒業後のキャリアチャンス」や「将来のキャリアパスの可能性」<sup>\*32</sup>をも閉ざすことを意味する。同一の目的で渡日した留学生の中で、経済格差の大きい特定の地域から渡日した留学生が、あるいは特定の留学生だけが、退去強制処分とされるリスクを負うとしたら、資格外活動を「専ら行っている」のか否かを基準として退去強制処分とする規定そのものに、見直すべき欠陥があると思われる。

次に現行の留学生の退去強制処分は、一罰百戒となりかねない側面がある。我が国の労働市場は、とりわけ外食、コンビニエンスストアを中心としたサービス産業では、留学生、就学生の労働力の需要が根強い<sup>\*33</sup>。加えて、我が国での留學生活の費用を賄うためには、アルバイトを「専ら」行わざるを得ない留学生が少なからずいる。ところが、裁判事例一覧における退去強制令書発付処分の端緒は、いずれも留学生のアルバイト先での摘発であって、多くの留学生が同一ないしは類似のアルバイト活動を行っているにもかかわらず、特定の留学生がひとり退去強制処分という不利益を受けることは公平(平等)の原則に反するといえる。

#### (d) 比例原則(比較衡量)という視点から

退去強制について、行政実務においては、「どのような外国人を好ましくないと判断して追放するかについても、国家が自由に決定することができる」(坂中=齋藤, 2007:467)と解されている。反社会性の高い違反行為をした外国人が退去強制処分となることは理解できる。しかし、アルバイトを「専ら行った」留学生は、好ましくない外国人と判断して追放に値する外国人なのであろうか。

この点に関し人権保障の観点から考えると、違憲審査の基準といわれる比較衡量論が参考になる(芦部, 2002:98-99)。本稿のテーマでいえば、公益を守るための「退去強制処分」と、留学生の私益を守るための「在留する権利」との利益を衡量したときに、両者の間には法原則である比例が保たれていなければならない。そこで両者を衡量すると、社会秩序の維持といった目的達成のための手段が、退去強制という方法を措いて他にないとは考えにくい。また、退去強制処分をしないことによって、具体的かつ実質的な法益侵害が生じるとはいえそうにない<sup>\*34</sup>。少なくとも、留学生の退去強制を生み出す我が国の受入れ環境が続く限り、アルバイトを「専ら行った」留学生を、好ましくない外国人と判断して追放するのは妥当とは思えない。

## 6 おわりに

留学生の我が国での経済的な負担に対する不安を払拭することなく、留学生の受入れが続く限り、

我が国で学ぶ留学生はアルバイトに頼らざるを得ない状況は続くことになる。また、「留学生30万人計画」という数値と高度人材の獲得といった目標が先行し、一方では、留学生の資格外活動を契機として退去強制処分とする規定を現行通り運用し続けると、高邁な理想を持って入国した留学生が資格外活動を専ら行ったとして、国外に去ることになるといふ悲劇をさらに増加させてしまうことに対する留意が必要だろう。

裁判事例③で原告(留学生)は、「国際化が進む現代社会において、今後我が国にとって、他国からの留学生を受け入れ等による人材交流の重要性は益々増すと予想される中、意欲のある外国人留学生の本邦での勉学に対する情熱をそぐような対応はすべきではない」と主張している。こうした見解は拙稿の全てを代弁している。もっとも、我が国への入国目的が、就労であるにもかかわらず、留学生を偽装して入国・在留を図るケースもある。就労を目的に留学という在留資格を隠れ蓑にして入国を図る外国人を来させない対策も必要なことはいうまでもない。

しかし、今まで見てきたような、受入れ国側である我が国の責は問わず、その非の全てを留学生に負わせ、また留学生の「引き続き在留する権利」を認めることなく、国外に追放という処分を執行することが、国家の権能として許されるとは思えない。少なくとも、退去強制を生み出す要因が、留学生を受入れる我が国の側にあるならば、留学生に対し一度入国を認めた以上、留学という所期の目的が達成するまで、「引き続き在留する権利」の保障をすべきである<sup>\*3</sup>。留学生が資格外活動を行ったことを契機として当該留学生を退去強制処分とする現行制度は問い直す時機にあるといえよう。

\*1 本稿で主題とする「留学生」とは、入管法別表に定める「留学」の在留資格により、日本の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校)で教育を受ける外国人学生を指す。したがって「就学」の在留資格者、および「永住者」や「定住者」、加えて「日本人の配偶者等」、「家族滞在」等の資格で学んでいる在学学生(者)は含まない。

\*2 本稿での「留学生数」は断りのない限り、日本学生支援機構HP>総合案内>各種統計等>平成20年度外国人留学生在籍状況調査結果(各年5月1日現在)を基にしている。

\*3 総務省統計局HP>統計データ>世界の統計2009>第3章 国民経済計算>(表3-4)1人当たり国内総生産(名目GDP,米ドル表示)によると、2007年の日本は34,326米ドル、中国は2,604米ドルで、中国は日本の約13分の1である。また、浅野慎一は、日本における中国人留学生・就学生の質の変化という視点から、「1990年代前半には、上海や北京など沿海部大都市の出身で、大卒の専門職・管理職の人々が多かった」、これに対し「現在は、中国東北地方の地方都市・農村の出身で、地元の高校・専門学校を卒業した労働者が多い」(浅野、2007:485)と指摘している。

\*4 入管法でいう「就学」の在留資格者とは、日本の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、各種学校等で教育を受ける外国人学生をいう。なお、入管法が改正(2009年7月15日公布)され、在留資格の「留学」と「就学」が一本化されることになった。

\*5 前掲注\*2日本学生支援機構HP>「平成19年(2007年)度私費外国人留學生生活実態調査」によると、調査対象(7,000人)の「全体の8割(80.9%)が何らかのアルバイトに従事している」。職種は、軽労働の「飲食業」が2,563人(55.1%)、「営業・販売」が829人(17.8%)。以下、「語学教師」、「一般事務」、「工場組立作業」、「清掃」と続く。また、浅野、2007:147-148に中国人私費留學生、岡=坂野、2005:1-15に地方国立大学のアルバイト実態が詳しい。なお、浅野慎一は「外国人の低賃金労働力に対する需要も、その是非はともかく、多い。日本人若年層が集まりにくい職場、外国人研修生・技能実習生の導入が困難な職場等で、留学生・就学生のアルバイト労働力に対する需要は特に大きい」と指摘している(浅野、2007:492)。

\*6 「資格外活動」とは、入管法所定の「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を指す。いわゆる「就労活動」を意味し、本稿で用いる「アルバイト」、「資格外活動」、「就労活動」等はいずれも同義であり、その使い分けは

文脈による。

- \*7 例えば、「広島地判」2008年3月28日「TKC法律情報データベース」〈表(裁判事例一覧)の⑥〉での判示。
- \*8 法務省入国管理局, 2008:41-43によれば, 2007年の退去強制令書の発付件数は28,225件あった。統計によると退去強制事由別では, 不法残留が最も多く19,403件(68.7%), 資格外活動(入管法24条4号イ)は1,367件(4.8%)あった。なお, 政府統計の総合窓口HP>出入国管理統計>入国審査・在留資格審査・退去強制手続等>年次>2008年>国籍別・退去強制令書を発付された人員では, 退去強制令書を発付された総数に加え, 国籍別および入管法24条における適条別(不法残留・不法入国・資格外活動・刑罰法令違反等)の人員の統計を発表している。なお, 資格外活動により退去強制令書を発付された人員の, 在留資格別の人員構成(内訳)は明らかにされていない。そのため, 本稿のテーマである「留学」の在留資格を有する者に対する退去強制令書の発付件数は確認できない。
- \*9 前掲注\*2日本学生支援機構HP>「留学生数の推移」のグラフ参照。
- \*10 中国政府の留学生送出し政策については井口=曙, 2003:104-108; 坪谷, 2008:45-51に詳しい。
- \*11 中国政府の留学生政策及び我が国の10万人計画もあって, 上海を中心に就学生の日本語学校への入学希望者が急増し, 日本国内で日本語学校の設立が相次いだ。そして, 日本語学校が入学許可証を乱発した結果, 不法滞在者が続出し社会的批判を浴びるようになった。そして, 1988年にいわゆる「上海事件」が勃発した。これは, 日本語学校への入学希望者が, 入学金や授業料を払い込んだにもかかわらず, 入国ビザが発行されず, しかも授業料等の返金となされなかったため, 怒った数百人の人びとが連日, 上海の日本領事館を取り囲んだ事件。
- \*12 入管法の改正に伴い, 1990年6月1日より「入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(以下, 基準省令。同年5月24日付け官報:法務省令第16号)が施行された。留学生に関連する主な内容として, 在留資格が認められるには, ①「在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産, 奨学金その他の手段を有すること」, ②専修学校の専門課程で, 「日本語の教育を受けようとする場合は, 当該教育機関が……主務大臣が認定した事業を実施する者により審査等を受けている日本語教育施設」であること, 等が定められた。留学生数が停滞したのは, ①の要因が大きいのといわれている。なお, ②は前掲注\*11の「上海事件」を受けたもので, 事件の翌年の1989年に, 日本語学校を審査し認定する機関として, 「財団法人日本語教育振興協会」が設立された。
- \*13 本件については, 文科省HP>政策について>告示・通達(さ行)>「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生, 就学生及び外国人教師等の受入れについて」(1990年6月29日文学留第168号)文部省学術国際局長ほか通知>(一)留学生関係[cir5]で確認できる。
- \*14 「外国人留学生の資格外活動許可の取扱いの見直し等について(通知)」(1998年8月1日文学留第267号)文部省学術国際局長ほか通知(留学交流事務研究会編著, 2003『留学交流執務ハンドブック[平成15年版]』第一法規出版, 455~462頁参照)。なお, 留学生の資格外活動の規制の変遷については, 岡, 2004:19-33に詳しい。
- \*15 見直しの背景については, 前掲注\*13文科省HP>告示・通達(か行)>「今後の留学生及び就学生の入国審査方針について(通知)」(2000年1月24日12学留第2号)文部省学術国際局留学生課長通知における, 法務省の別紙「今後の留学生及び就学生の入国・審査方針について」の記述参照。ここでは, 「在籍管理が適切に行われている教育機関等に受入れられる留学生及び就学生について, 経費支弁能力を示す資料等の提出書類を簡素化する」等が示された。なお, 文科省では, 「留学生課」の名を持つ組織の改編が続いた。まず, 2001年の省庁再編に伴い上記「学術国際局留学生課」は, 「高等教育局留学生課」に改編された(文部科学省組織令44条)。次に2004年4月から, 同44条の改正により, 日本人学生を担当していた学生課と, 留学生を担当していた留学生課を「再編・統合し, 学生支援課を設置するとともに, ……独立行政法人として, 日本学生支援機構が設立」(『文部科学白書[平成16年度]』216頁)された。そして, 2009年4月から, 再度の改正により現在の「高等教育局学生・留学生課」となった。
- \*16 留学生の急激な伸びの要因として, 佐藤由利子は, 手続の簡素化, 資格外活動許可の変更のほか, 1996年の身元保証書制度の廃止, 1999年の在留期間の延長等を挙げている(佐藤, 2006:22)。
- \*17 「在留資格『留学』及び『就学』に係る審査方針について」法務省入国管理局(2003年11月11日)。審査方針の全文は, 『日本語教育振興協会ニュース』No.77(2003.11.30)41~45頁参照。当時, 就労目的の留学生の失踪事件も頻発した。
- \*18 新規入国者数は, 法務省入国管理局, 2006:175の統計における「在留資格」ごとの「新規入国者数の推移」による。
- \*19 入管法70条1項では, 「……活動を専ら行っていると明らかに認められる者」は, 「3年以下の懲役若しくは……300万円以下の罰金に処し, ……」と定めている。なお, 退去強制は行政処分であって刑罰ではない。

- \*20 入管法改正(2009年7月15日公布)により、同法19条で規定の、資格外活動の許可に関し「当該許可に必要な条件を付することができる」、またその「付された条件に違反した場合」等には、「許可を取り消すことができる」と改められる。
- \*21 本稿で取り上げている裁判例は、当該留学生在が「報酬を受ける活動」を行ったが「専ら行って」はいないので、「退去強制事由」に該当しないとして、退去強制処分の取消しを請求した事案である(主位的主張)。これに対し、在留特別許可をめぐる裁判は、退去強制事由が存在していることが前提となっている。行政側の説明によると、「退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟は、退去強制事由に該当しないとして争われた事例は極めて少なく、退去強制事由に該当することを認めながらも、異議の申出に対する法務大臣等の裁決において、裁決の特例として在留特別許可を与えなかったことについて『裁量権の範囲を超え又はその濫用があった』(行政事件訴訟法第30条)として争うものがほとんどである」(法務省入国管理局、2006:81)とある。そうしたことからか、先行研究においても「退去強制」をめぐることは、後者の「在留特別許可」とその「裁量」に関する論考が多い。
- \*22 認定事実は各事案の各項目ごとにそれぞれ幅があり、退去強制事由の該当性の判断に際しての明確な基準は見出し難い。
- \*23 文科省HP>お知らせ>平成20年度の報道発表(7月29日)>「留学生30万人計画」骨子の策定について>「留学生30万人計画」骨子。
- \*24 前掲注\*5日本学生支援機構HP>「平成19年(2007年)度私費外国人留学生生活実態調査」における奨学金についての調査では、「全体の約5割(51.2%)の者が何らかの奨学金を受けている」、また「学習奨励費を受けて良かった事は『日常生活に不安がなくなり、勉強に集中できた』(89.0%)が最も多い」とある。
- \*25 授業料減免について『留学交流』2006年4月号で、齊藤理恵「留学生支援の現状と課題——信州大学の事例から」(15頁)では、「以前留学生在が少なかったころはほぼ全員が全額免除だったのに対して、近年留学生在が増加したことに予算減少が重なり、半額免除さえ受けられない留学生在がいるのが現状である」、また、花谷薫『「留学生受け入れ10万人計画」と留学生支援——京都精華大学の事例から」(19~20頁)では、「政府の留学生支援支出の総額は増えているのだが、留学生在1人当たりの支援は減少傾向にある」との指摘がある。
- \*26 前掲注\*23『「留学生30万人計画」骨子』によれば、留学生的の受入れ環境づくりとして、留学生在に宿舍を提供できるよう多様な方を推進する、あるいは、国費外国人留学生制度、私費留学生学習奨励金については、その改善を図りつつ活用等と謳ってはいるが、掛け声だけに終わることなく、実行されているかを注視する必要がある。
- \*27 「最大判」1978年10月4日「判時」903号3頁。
- \*28 例えば、近藤敦は「あたかも入管法が憲法の上位法であるかのようなマクリーン事件最高裁判決の転倒した思考方法から脱却すべきである」(近藤、2004b:18)と批判している。
- \*29 退去強制に関し、近藤敦は立憲性質による憲法解釈のもと「居住の自由」を挙げ、「日本国憲法22条1項は、『何人も』『居住の自由』を有するとの世界的にユニークな規定をもっており、恣意的な退去強制からの自由を保障しうる規範構造になっている」(近藤、2004b:18)として、新たな論点を提起している。また、これとは別の視点で、留学生的の「引き続き在留する権利」という「権利の性質」から、憲法解釈により留学生的の退去強制ないしは退去強制事由それ自体の違法性を問う理論を導くとすれば、11条(基本的人権の享有)、13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、98条2項(条約及び国際法規の遵守)等の規範が考えられる。また、国際人権法において、久保敦彦は、「総合的人権規範の中で退去強制に直接関連するのは、世界人権宣言9条およびこれを受けた国際人権規約(B)13条の恣意的追放の禁止規定に止まる」(久保、2004:26)と説いている。そこで同様に、国際人権法の解釈により、退去強制の違法性を導くとすれば、国際人権規約(B規約/自由権規約)2条1項(国家の一般的義務)、26条(法の前での平等)、人種差別撤廃条約等が考えられるだろう。なお、本稿で論じている留学生的の「引き続き在留する権利」も含め、憲法や国際人権条約の具体的な条文に照らして外国人の在留の権利を導く考察は、今後の課題としたい。
- \*30 また、アルバイトに従事する多くの留学生的は、職種の選択の幅が狭いため単純労働の、しかも不安定な雇用関係と厳しい労働条件のもとで就労していることも見逃せない。
- \*31 2003年10月1日から、構造改革特区での「夜間大学院」で教育を受ける留学生的について「留学」の在留資格を認めることになった(同年8月29日付け官報:法務省令第63号)。そして、2006年3月30日より「基準省令」の一部を改正する省令により、特区の時と同様に、夜間授業を行う大学院の「研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る」との限定を付け、全国において「留学」の在留資格を認めることになった(同日付け官報:法務省令第29号)。なお、教育機関における留学生的の在

籍管理という意味では、2008年3月26日に法務大臣に提出した「新たな在留管理制度に関する提言」(入国管理局HP)によれば、「教育機関は、法務大臣に対し、受け入れた留・就学生の在籍状況について情報を提供することとし、適切な在籍管理を行うことができない教育機関については、外国人の受入れを認めないなどの厳格な措置が必要である」と提言した。このように、在留資格制度は、大学(教育機関)に一定の責任を負わせるとともに、法務省の一元的な管理の一層の強化に向いているといえそうである。

- \*32 前掲注\*23『「留學生30万人計画」の骨子」とりまとめの考え方>「留學生の視点から見た日本留学の魅力と条件(日本留学への動機付け)より。
- \*33 アルバイトを行っている留學生数の正確な把握は難しい。2009年1月16日厚労省発表の「外国人雇用状況の届出状況(平成20年10月末現在)について」(厚労省HP>報道発表資料>2009年1月)では、留学・就学の在留資格の被雇用者数は、70,833人(留学は56,924人、就学は13,909人)と発表している。しかし、届出制度ということもあり実態とは乖離がありそうである。また、『厚生労働』2008年6月号「特集 外国人労働者問題啓発月間を迎えて」6～7頁によると、「留学、就学等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動許可を受けた件数は、平成18年(2006年)現在で約10万7千件(107,158人)とある(但し、ここでいう「件数」は、留學生、就學生に限らず、家族滞在資格等者の「資格外活動の許可を得た人数」も含めてのカウントである)。一方、私費留學生の「8割(80.9%)がアルバイトに従事している」との調査結果(前掲注\*5「生活実態調査」)を踏まえ、2008年の私費留學生総数(111,225人)から就労者数を推定すると、90,000人弱の私費留學生が何らかのアルバイトを行っていたともいえる。
- \*34 平等(公平)原則及び比例原則(比較衡量)については、アミネ事件判決(「東京地判」2003年9月19日「判時」1836号46頁)、及びその評釈(亙理, 2004a; 亙理, 2004b; 近藤, 2004a; 近藤, 2004b; 岡田=古谷=渡辺, 2008)を参考にさせて戴いた。
- \*35 なお、卒業(修了)した留學生がキャリア・アップ等のため、継続して我が国に在留を希望する場合、入国管理当局は、新たな在留資格への変更にあたり、留学中に資格外活動を専ら行ったことを、当該留學生にとって不利益な事情として考慮することがあってはならない。

#### 《引用文献》

- ・浅野慎一, 2007『日本で学ぶアジア系外国人——研修生・技能実習生・留學生・就學生の生活と文化変容(増補版)』大学教育出版。
- ・芦部信喜, 2002『憲法(第3版)』岩波書店。
- ・新井信之, 2008『外国人の退去強制と合衆国憲法——国家主権の法理論』有信堂高文社。
- ・井口泰=曙光, 2003「高度人材の国際移動の決定要因——日中間の留學生移動を中心に」関西学院大学経済学部研究会『経済学論究』57巻3号, 101～121頁。
- ・大村敦志, 2008『他者とともに生きる——民法から見た外国人法』東京大学出版会。
- ・岡益巳, 2004「留學生の資格外活動許可基準の歴史的変遷とその諸問題」留學生教育学会編『留學生教育』9号, 19～33頁。
- ・岡益巳=坂野永理, 2005「留學生の資格外活動に関する実証的研究」岡山大学留學生センター『大学教育研究紀要』1号, 1～15頁。
- ・岡田正則=古谷修一=渡辺彰吾, 2008「対談『マクリーン判決を乗り越える』——行政法・国際法の視点から見たマクリーン判決と退去強制処分取消訴訟」早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会『Law and practice』2号, 53～76頁。
- ・久保敦彦, 2004「退去強制に係わる国際法の機能と限界」国際人権法学会『国際人権』No.15, 26～30頁。
- ・近藤敦, 2004a「在留特別許可の新傾向——児童の最善の利益と比例原則を採用したアミネ事件にみる」『法学セミナー』49巻2号, 日本評論社, 66～69頁。
- ・近藤敦, 2004b「比例原則に反し恣意的に退去強制されない権利と立憲性質説」『国際人権』No.15, 17～25頁。
- ・坂中英徳=齋藤利男, 2007『出入国管理及び難民認定法逐条解説(改訂第3版)』日本加除出版。
- ・佐藤由利子, 2006「留學生受入れによる経済効果と私費留學生の増加方策」日本学生支援機構『留学交流』2006年3月号, ぎょうせい, 22～26頁。
- ・白石勝己, 2008「留學生・就學生受入れ」外国人入権法連絡会編集・発行『日本における外国人・民族的マイノリティ

- 人権白書』38～39頁。
- ・菅充行, 2006「外国人の入国・在留と退去強制」芹田健太郎ほか編集代表『国際人権規範の形成と展開』信山社, 439～460頁。
  - ・栖原暁, 2009「『留学生30万人計画』の意味と課題」2009年度移民政策学会(2009年5月16日)年次大会抄録。
  - ・滝田祥子, 1988「1980年代における日本留学の新展開」日本国際政治学会編『国際政治』Vol.87, 106～123頁。
  - ・谷口吉弘, 2008「『留学生三十万人計画』と私立大学の役割」日本私立大学連盟『大学時報』2008年7月号, 94～99頁。
  - ・坪谷美欧子, 2008「『永続的ソジョナー』中国人のアイデンティティ——中国からの日本留学にみる国際移民システム」有信堂高文社。
  - ・寺倉憲一, 2009「我が国における留学生受入れ政策——これまでの経緯と『留学生30万人計画』の策定」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』2009年2月号, 27～47頁。
  - ・法務省入国管理局, 2006『出入国管理〔平成18年版〕』。
  - ・法務省入国管理局, 2008『出入国管理〔平成20年版〕』。
  - ・横田雅弘, 2008「『留学生三〇万人計画』実現のために何が必要か」『外交フォーラム』2008年10月号, 都市出版, 2～29頁。
  - ・亘理格, 2004a「退去強制手続の構造と取消訴訟(上)——東京地判平成15年9月19日(判時1836号46頁)を契機に」『判例時報』1867号, 164～172頁。
  - ・亘理格, 2004b「退去強制手続の構造と取消訴訟(下)——東京地判平成15年9月19日(判時1836号46頁)を契機に」『判例時報』1870号, 156～162頁。

# Study of Deportation in Foreign Students Caused by “the Activity Other than that Permitted by the Status of Residence Previously Granted”

SAKAMOTO Masaaki  
*Rikkyo University*

---

**key word : foreign student, part-time job, deportation**

The Japanese Immigration Service functions in accordance with law as “Immigration Control and Refugee Recognition Act” (hereinafter referred to as “Immigration Control Act”). And the Immigration Service undertakes procedures for deporting undesirable foreign nationals residing in Japan. Japanese Government tried to set “300,000 foreign students plan”, and tries to accept a lot of foreign students. Because the foreign student comes from the country where the incomes are less than Japan, and because the economic backing to the foreign student is not enough in Japan, the part-time job is needed to live in Japan (The legal term about the part-time job of foreign student is “activity other than that permitted by the status of residence previously granted”). When foreign student desires to engage in an activity other than that permitted under his/her present status of residence, he/she must apply for and obtain permission to do so in advance. But, foreign student may be deported who is clearly found to be engaged solely in activities related to activities for which he/she receives reward (Article 24, Item 4, Sub-item (a) of the Immigration Control Act). The reason why foreign student is deported is that he/she disturbed Japanese peace and order caused by the activities. The foreign student is made to assume the responsibility caused by the activities. It is thought that the deportation is infringement of the right to the foreign student. In this paper, it was considered “the security of rights to which foreign student resides continuously in our country is indispensable”.